令和８年第３回川西町
議会臨時会会議録

令和８年５月１日　金曜日　午前９時30分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	副町長	島貫啓一君
教育長	片倉和之君	総務課長	有坂強志君
企画財政課長	中山宗隆君	政策推進課長	色摩良一君
会計管理者・税務会計課長	梶山由美君	住民課長	大河原孝如君
福祉介護課長	鈴木　玄君	健康子育て課長	齊藤敏明君
農林課長	大友勝治君	商工観光課長	安部博之君
地域整備課長	金子満博君	教育文化課長	前山律雄君
監査委員	嶋貫榮次君	企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　１　号）

令和８年５月１日　金曜日　午前９時30分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議第４４号　川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

本日の会議に付した事件

日程第３まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第１　緊急質問

◎開会の宣告

○議長　全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回川西町議会臨時会を開会いたします。

（午前　９時３０分）

◎開議の宣告

○議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎会議録署名議員の指名

○議長　日程第１、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

４番渡部秀一君、５番寒河江　司君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日１日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

◎議第４４号　川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について

○議長　日程第３、議第44号　川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

茂木町長。

○町長　議第44号　川西町税条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関連条例を改正する必要があるため、提案するものです。

内容につきましては、梶山税務会計課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　梶山税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長　私より、議第44号　川西町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、町長が先ほど申し上げたとおりでございます。

内容については、概要をもって説明させていただきます。

川西町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

１、改正の趣旨。

地方税法等の一部改正に伴い、文言の修正等を行う必要があるため、次の関係条例を改正するものでございます。

１つ目、川西町税条例、２つ目、川西町都市計画税条例、３つ目、川西町税条例等の一部を改正する条例。

２、主な改正内容でございます。

（１）川西町税条例の一部改正関係。

①軽自動車税関係、環境性能割の廃止に伴い、条文中の種別割及び環境性能割の文言を軽自動車税に変更するものでございます。

②その他、法改正に伴う条文の整備、法律の改正によって条項や文言などが変更とされたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

（２）川西町都市計画税条例の一部改正関係、法律の改正によって、条項や文言などが変更されたため、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

（３）川西町税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、町条例の条文を法律の改正に沿った内容に変更するものでございます。

３、施行期日等、この条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。その他、この条例の施行については、附則に記載の日から施行し、それぞれの年度分から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程の追加

○議長　次に、岩手県大槌町大規模山林火災の対応について、髙橋輝行君から緊急質問の申出があります。

髙橋輝行君の岩手県大槌町大規模山林火災の対応についての緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

髙橋輝行君の岩手県大槌町大規模山林火災の対応についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第１として、発言を許可することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、髙橋輝行君の岩手県大槌町大規模山林火災の対応についての緊急質問に同意の上、

日程に追加し、追加日程第１として、発言を許可することに決定いたしました。

なお、緊急質問時間は、議会運営委員会の議を経て、答弁を含めて15分以内といたしましたので、ご了承願います。

◎緊急質問

○議長　髙橋輝行君は質問席にお着きください。

髙橋輝行君。

（１０番　髙橋輝行君　登壇）

○１０番　緊急質問ということで申し上げたいと思います。

通告申し上げましたとおり、岩手県大槌町大規模山林火災の対応について、内容は、報道にありますとおり、４月22日に岩手県大槌町で発生した大規模山林火災について、今後、町では大槌町に対して、何らかの対応を考えているのかという内容でございます。

報道等を見ますと、今申し上げましたとおり、４月22日に発生した山林火災でありますけれども、１週間からなかなか鎮火しないという、避難指示なども出され、報道の内容によりますと、1,633ヘクタールが焼けたと。これは、大槌町の山林火災、町の面積の８％という内容が報道されております。

今申し上げたことでございますけれども、振り返りますと、大槌町とは、本町出身の作家、井上ひさし氏の「ひょっこりひょうたん島」という文化的なつながりを背景に、東日本大震災時には、本町から義援金の寄附や職員派遣、さらには議員の訪問など、官民を挙げて継続的な支援を行ってきた経過があります。

そういう中で、本町の対応についてお尋ねを申し上げると、これが質問の内容でございます。

以上であります。

○議長　町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　髙橋輝行議員のご質問にお答えいたします。

４月22日に岩手県大槌町で発生した大規模山林火災について、今後、町では大槌町に対して、何らかの対応を考えているかについてでありますが、まずは、今般発生した大規模な山林火災により、避難を余儀なくされ、心配な日々を送られている方々にお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず消火活動等にご尽力されている消防職員の皆様、災害対応として

業務に当たられている職員の方々に心から敬意を表する次第です。

議員ご指摘のとおり、本町と岩手県大槌町は、災害援助協定等、正式な締結は行っておりません。しかしながら、大槌町には「ひょっこりひょうたん島」のモデルとも言われる蓬莱島や吉里吉里という地名があり、井上ひさし先生と縁を持つ自治体同士ということで、平成23年３月の東日本大震災後は、本町から災害復旧支援のための職員を派遣したところであり、その後は様々、町民交流がなされてきたところであります。

本町としては、これまでの経緯等を踏まえ、４月30日から役場庁舎１階に、令和８年岩手県大槌町の林野火災災害義援金募金箱を設置したところです。また、大槌町に対して、支援の必要な内容がないか問い合わせ中であり、返答を待っている状況です。

以上、髙橋輝行議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　今の町長の答弁で、十分理解をいたすものであります。

さらに、申し上げましたとおり、何かしんなねべというようなことを申し上げるということでなく、さらには、どうなんだということでなく、多くの町民から、私、考えているという以上にご意見があったので、私が質問はしておりますけれども、多くの町民のそういう声を踏まえて、ちょっとだけ再質問をさせていただきたいというふうに思います。

考えてみますと、大槌町とは、今町長からありましたとおり、東日本大震災時には、長期の職員派遣や金銭的な支援、また、海産物の購入を通じた経済的な支援等で復興を手助けしてきた経過があります。災害援助協定や姉妹都市締結の有無にかかわらず、少なからずゆかりのあった東北の同胞自治体に、お見舞いの表明や、何らかの援助をすることが必要でないかという声があります。私、申し上げておりますけれども、町民の声がね。

大槌町は、東日本大震災からの復興も、まだ道半ばであるというふうにお聞きしております。さらに、今般の山火事に加え、４月20日に発生した地震で、北海道三陸沖後発地震注意報が発表されましたが、まさにその渦中にもあり、ダブルパンチの状態となっているというふうにお見受けされるわけです。人道的見地からも、川西町として、何らかのアクションがあってしかるべきでないかという声もあります。そのことを踏まえて、今回、緊急ということで質問させていただいたわけであります。答弁は必要ないけれども、そういうことでございますので、何か町長からあれば、コメントだけいただいておきたいというふうに思います。

○議長　茂木町長。

○町長　ただいま答弁のほうでも申し上げましたように、まずは町のほうで、義援金の募金箱

のほうを設置させていただいたと、もちろん問合せのほうもさせていただいたというところであります。また、町民の皆さんのそうした心配する声も非常に多くいただいているというのは、議員のほうからご紹介いただいたところであります。

当時、東日本大震災の際も、町だけではなく、様々な町内の関係団体や民間の皆さんが立ち上がって支援をされていたり、また、そこからの交流も図られたということでありますので、今回においても、町だけではなく、そうした皆さんの行動というのも、これからぜひ期待しているところでありますので、またそうした支援のところを一緒に、町の義援金と一緒に届けるというようなときには、ぜひお声かけいただければと思いますし、ご協力をお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　今回の大槌町にかかわらず、茂木町長と島貫副町長がタッグで、あらゆるものを迅速に対応されておるので、私は心配がないなというふうに、ご指摘されておる多くの町民には申し上げてきたんですが、そういう声があるので、議会議員として、姿勢なり考え方をお聞きしたということでございます。

繰り返し申し上げますが、何かしんなねごでということで申し上げたわけでないので、そのような趣旨だけ申し上げて、今後ひとつ、茂木町長、島貫副町長を中心に、いいあんばいにご検討されて、町政執行に当たっていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

以上であります。

○議長　髙橋輝行君の緊急質問は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長　以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和８年第３回川西町議会臨時会を閉会いたします。

（午前　９時５７分）